

第 303 号丹波市商工会FAXレター

2020/5/27 発行

民間金融機関での実質無利子・無担保・措置最大5年・保証料減免の融資の開始

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・措置最大5年の融資を可能とします。また、民間金融機関の信用保証付き既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、事業者の金利負担及び返済負担を軽減します。

本制度に基づく融資に関しては、金融機関を一元的窓口としてワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行うことで、迅速な融資実行を推進します。各金融機関のホームページをご参照のうえ、事業者の方は、お取引のある又はお近くの金融機関にお問合せください。

【対象者】売上高が5%~15%減少しており、国が補助を行う都道府県等の制度融資において、セーフティーネット保障4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合。

【資金用途】運転・設備資金【保証】無担保(保証人は一定要件を満たせば不要)

【貸付限度額】3,000万円【保証期間】保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間

【融資期間】10年以内(うち据置期間は5年以内)

政府系金融機関による主な貸付制度のご紹介

◎新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

【対象者】一時的に業況の悪化をきたしており、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した事業所 ※既存借入の借換え可能

【資金用途】運転・設備資金【貸付利率等】当初3年間基準利率-0.9%(残利率補給有)以降基準利率

【保証】無担保【貸付限度額】国民事業3,000万円・中小企業3億円

【融資期間】運転資金15年以内(据置2年以内)・設備資金20年以内(据置2年以内)

◎小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)(日本政策金融公庫)

【対象者】一時的に業況の悪化をきたしており、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、商工会等の経営指導を受け商工会長等の推薦を受けた事業所

【資金用途】運転・設備資金【貸付利率等】当初3年間特別利率F-0.9%(残利率補給有)以降特別利率F

【保証】無担保【貸付限度額】1,000万円

【融資期間】運転資金7年以内(据置3年以内)・設備資金10年以内(据置4年以内)

特別定額給付金(1人につき10万円)について

丹波市では、特別定額給付金の申請書を各世帯に郵送しておりますので、同封の記入例を参考の上、返信用封筒(切手不要)にて提出して下さい。また、外国人を雇用されている事業所におかれましては、外国人への周知や申請手続きへの支援につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

【対象者】令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

【給付額】給付対象者1人につき10万円

【申請期間】令和2年5月19日(火)~令和2年8月18日(火)

【申請方法】①郵送申請

市から郵送された申請書に「申請日」、「署名(記名又は押印)」、「電話番号」、「振込先口座」を記入の上、本人確認書類の写しと振込口座が分かる書類の写しを申請書裏面に添付の上、返信用封筒(切手不要)にて郵送して下さい。

②オンライン申請

政府運営のマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請をして下さい。

【問合せ先】丹波市生活環境部 暮らしの安全課 特別定額給付金係 TEL 0795-88-5226

第 303 号丹波市商工会FAXレター

2020/5/27 発行

健康診断実施に関する連絡

7月から実施予定である従業員健康診断事業について、感染防止に細心の注意を払い実施することになりましたのでご連絡させていただきます。
新型コロナウイルス感染の防止を図るために、下記の項目の守って頂きますようご理解、ご協力の程よろしくお願ひします。

- 1.当日は**マスクを必ず着用**し受診してください。
- 2.健診当日に**ご自宅、または事業所で必ず体温を測定していただき**、発熱がある場合や咳、呼吸困難、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状がないかご確認ください。
- 3.健診当日は最大限安全に配慮して実施します。その為、**検査時間に多少お時間がかかりご迷惑をおかけすることも想定されますので**、ご理解頂きますようお願いいたします。
- 4.健診当日は**混雑が予想されます。密集密接を避けるため、必ず指定された健診時間に受診されるよう**お願ひします。
- 5.受診されない従業員がおられましたら**実施日の1週間前まで**にご連絡頂きますようお願いいたします。

【問合せ】 第二経営支援課 中尾



社会保険労務士による雇用調整助成金の相談会を開催します

雇用調整助成金とは、一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図る助成金です。
今回の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、雇用調整助成金の申請を検討される事業主様も多いかと思ひます。そこで丹波市商工会では、「**雇用調整助成金等の相談会**」を開催し、申請手続きのお手伝ひをさせていただきます。従業員を休ませざるを得ない事業主様はぜひこの機会に申請の手続きを行い、ご活用頂ければと思ひます。
※事前予約が必要ですので、日程等についてはお問い合わせください。

【期間】 5/19 (火) ~ 7/30 (木)

【開催日】 毎週火・木曜日を予定

【時間】 午後1時~午後5時 各1時間の相談

【会場】 丹波市商工会 本所

【問合せ】 丹波市商工会 後藤



持続化給付金の申請の申請について

新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給される制度です。
申請方法は**原則 Web 上の電子申請になります。**
スマートフォンでの申請も可能です。

◎給付額 中小企業：200万円まで

個人事業主：100万円まで

◎給付対象 前年同月比50%以上減少している者

※中堅企業からフリーランスまで幅広く対象

◎必要書類 ①2019年確定申告書控え

②対象月の売上台帳

③通帳の写し

④免許証の写し(個人事業主のみ)

◎相談ダイヤル 持続化給付金事業

0120-115-570

「アマビエ」御札について

今これまでにない厳しい状況に直面しています。この難局に負けず乗り越える心持ちの少しでも足しになればと、活版11色刷りのアマビエの御札をご希望の商工会員様に配布させて頂きたいと考えました。社内・店舗の見えるところに御札として貼ったり、お客様に見て頂くなどお好みの形でご利用頂ければと思ひます。



手を携えて、ともに乗り越えて参りましょう。

【問合せ】丹波市商工会 TEL 82-3476

【提供元】きくもとグラフィックス株式会社

第 303 号丹波市商工会FAXレター

2020/5/27 発行

丹波市 中小企業者事業継続応援金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者を支援する独自の制度です。

【**応援金**】 1 中小企業者あたり 10 万円(※1 回限り) 【**申請期限**】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【**対象者**】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)

②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している

③令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ④市税の滞納がない

⑤令和元年度の確定申告を行い、令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)

⑥対象者が被扶養者でない(個人) ⑦主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)

⑧市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑨申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【**必要書類**】 ①中小企業者事業継続応援金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書

④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの

⑤前年の売上高がわかるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し (法人)：法人事業概況説明書)

⑥市税の滞納のない証明書 ⑦住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)

⑧履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑨その他市長が必要と認める書類

【**問合せ**】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

丹波市 中小企業者店舗等家賃補助金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者の店舗・事務所等の賃借料を補助し支援する独自の制度です。

【**補助金額**】 令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日までに支払った賃料の 2 ヶ月分

限度額 1 ヶ月あたり 10 万円

【**補助対象経費**】 市内に所在する店舗、事務所等に係る賃借料で、土地のみの賃借料は対象外

【**申請期限**】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【**対象者**】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)

②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している

③事業用に有している店舗・事務所等の賃貸契約書に基づき、賃借料を支払っている者

④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ⑤市税の滞納がない

⑥令和元年度の確定申告を行っている(個人) ⑦令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)

⑧対象者が被扶養者でない(個人) ⑨主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)

⑩市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑪申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【**必要書類**】 ①中小企業者事店舗等家賃補助金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書

④令和 2 年 2 月～5 月のうち 2 ヶ月の賃料支払いが分かる書類の原本とその写し

⑤賃貸契約書の写し ⑥令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの

⑦前年の売上高がわかるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し (法人)：法人事業概況説明書)

⑧市税の滞納のない証明書 ⑨住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)

⑩履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑪その他市長が必要と認める書類

【**問合せ**】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464